

平成27年度 行政評価 施策カルテ

施策名	2 高齢者の生活支援の推進
-----	---------------

施策主管課	高齢福祉課	総合計画記載頁	87ページ
-------	-------	---------	-------

1 施策の位置付け

政策の柱	I 市民の安全で健康な笑顔あふれる暮らしを支えるために	政策名 (基本施策名)	2 高齢期の生活を充実する	政策の達成目標 (基本施策目標)	高齢者が、自らの介護予防に積極的に取り組み、住み慣れた地域で、健康で生きがいをもち、また、介護が必要になっても尊厳を保持しながら、安心して自立した生活を送っています。
------	-----------------------------	----------------	---------------	---------------------	---

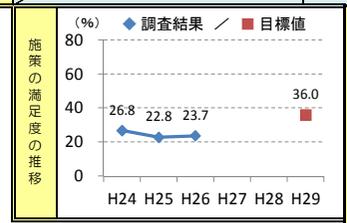
2 施策の取組状況

施策目標	高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送っています。
------	--------------------------------

① 施策指標	指標名(単位)								H24 (現状値)	H25	H26	H27	H28	H29 (目標年)	評価	② 市民意識調査結果	指標名(単位)							
	介護認定を受けていない高齢者の割合(%)		単年度目標値	H24	H25	H26	H27	H28									H29	評価	施策の満足度(%)		調査結果	H24	H25	H26
指標1	介護認定を受けていない高齢者の割合(%)		単年度目標値	85.3	85.5	85.7	85.9	86.1	86.3	A	③ ③ ③	施策の満足度(%)		調査結果	26.8%	22.8%	23.7%					B		
	現状値	85.1%	実績値	84.9	84.9	84.7						目標値 (H29)	36.0%	前年度からの増減		-4.0%	0.9%							
	目標値 (H29)	86.3%	単年度の達成度	99.5%	99.3%	98.8%																		
① 施策指標	要介護認定を受けていない高齢者の割合(%)		単年度目標値							A	③ ③ ③	要介護認定を受けていない高齢者の割合(%)		中核市平均	81.9	81.4	81.1					B		
	現状値		実績値									実績値	84.9	84.6	84.5									
	目標値 (H29)		単年度の達成度									中核市での本市の順位	7位/41市中	6位/41市中	6位/42市中									
	現状値		単年度目標値									中核市平均												
	目標値 (H29)		単年度の達成度									実績値												
	現状値		単年度目標値									中核市での本市の順位												

※『①施策指標』の単年度の達成度の計算について

★ 通増型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの)	$\frac{\text{実績値}}{\text{目標値}} \times 100 (\%)$
★ 通減型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの)	$\frac{\text{目標値}}{\text{実績値}} \times 100 (\%)$



① 施策指標	A: 達成度90%超 [33点]	B: 達成度70%~90% [25点]	C: 達成度70%未満 [15点]
② 市民意識調査結果(満足度)	A: 前年度より向上 (+5pt超) [33点]	B: 前年度同水準 (±5pt以内) [25点]	C: 前年度より低下 (-5pt超) [15点]
③ 主要な構成事業の進捗状況	A: 計画以上 (主要な構成事業の2割超が計画以上) [33点]	B: 計画どおり (主要な構成事業の8割以上が計画どおり) [25点]	C: 計画より遅れ (主要な構成事業の2割超が計画より遅れ) [15点]
総合評価	順調: (A評価が2つ以上 (C評価がある場合を除く。)) [90点以上] 概ね順調: (主にB評価が2つ以上) [65点以上90点未満] やや遅れている: (C評価が2つ以上) [65点未満]		

取組内容と成果・成果の要因、進捗の状況

施策を取り巻く環境等	<ul style="list-style-type: none"> 国においては、2025年(平成37年)を目途に、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築を推進するため、在宅医療・介護連携の推進などの地域支援事業の充実とあわせ、全国一律の予防給付(訪問介護・通所介護)を地域支援事業に移行するなど、介護保険制度を改正した。 本市が平成26年2月に実施した高齢者ニーズ調査においては、「地域医療の充実」、「地域包括支援センターなど身近な相談窓口の充実」、「介護を支える人材の育成や支援の充実」が求められている。 	市民満足度	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者自身が主体的に、また、地域のなかで生きがいや役割をもって生活できるよう、公民館など高齢者の身近な場所で介護予防事業に取り組んできたほか、介護保険サービスについて、介護を必要とする方が適切な介護サービスを受けることが出来るよう、サービス量の確保や質の向上に取り組んできたことにより、市民満足度については、増加している。 	総合評価	83点
施策指標	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防事業を着実に推進してきたことにより、平成26年度においては、前年度とほぼ同様の割合を維持した状況となっており、概ね目標値を達成している。 				概ね順調

3 施策を構成する事業の状況

※凡例 ○:「総合計画の戦略プロジェクト・主要事業」対象、★:「③ 主要な構成事業の進捗状況」対象(最大5事業選択)

No.	事業名	戦略P・ 主要事業 ※	事業が属する総合計画の 構成事業名	事業内容		事業の 進捗状況	H26 事業費 (千円)	開始年度	日本一 施策 事業	施策目標を達成するための取組方針
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	一次予防事業	○★	・介護予防教室の充実 ・自主的な介護予防活動への支援の充実	65歳以上の高齢者	・介護予防教室の開催 ・自主グループの支援	計画どおり	37,781	H18		介護予防の必要性を広く普及・啓発を図っていくとともに、高齢者の状態に応じた各種事業を行っていく。また、地域で自主的かつ継続した介護予防に取り組めるよう、地域包括支援センターと連携し、地域介護予防活動支援事業に取り組むとともに、平成27年度からは、事業終了後の自主グループ活動の把握・支援を行っていく。 併せて、平成29年度からの「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」の実施に向けた各種事業の検討を進めていく。
2	二次予防事業	○★	・介護予防教室の充実	介護が必要となるおそれがある65歳以上の高齢者	・二次予防事業対象者の把握 ・通所型介護予防事業の開催	計画どおり	56,736	H18		高齢者が要支援・要介護状態に移行することを予防するため、二次予防事業対象者を把握するとともに、通所型介護予防事業、訪問型介護予防事業を実施し生活機能の向上を図っていく。 併せて、平成29年度からの「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」の実施に向けた各種事業の検討を進めていく。
3	地域包括支援センター運営事業	○★	・身近な地域での相談支援機能の充実 ・医療・介護・福祉が連携したケア体制の充実	65歳以上の高齢者とその家族	・各種相談への対応と相談内容に応じた支援 ・地域の多様な社会資源を活用したケアマネジメント体制の構築	計画どおり	541,374	H18		高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域ネットワークの充実に取り組むほか、地域包括支援センター職員の資質の向上を図っていく。
4	ひとり暮らし高齢者等の安心ネットワークシステム		・身近な地域での相談支援機能の充実	65歳以上のひとり暮らし高齢者等	・地域による見守りの実施 ・地域包括支援センターによる安否確認の実施	計画どおり	3,621	H15		見守りを必要とするひとり暮らし高齢者等の適切な把握に努めるとともに、引き続き、地域住民による見守りや地域包括支援センターによる安否確認に取り組んでいく。
5	成年後見制度		・高齢者の権利擁護事業の推進	認知症等により判断能力が十分でない高齢者、もしくは親族等	・成年後見制度の利用に向けた支援及び周知・啓発	計画どおり	141	H14		成年後見制度の周知・理解促進を図るとともに、適切に市長申立を行うほか、市社会福祉協議会が取り組む法人後見についても支援していく。 (障がい福祉課、保健予防課、宇都宮市社会福祉協議会との連携)
6	高齢者虐待防止事業		・高齢者の権利擁護事業の推進 ・在宅高齢者への虐待防止対策の強化	高齢者、養護者等	・高齢者虐待防止のための周知・啓発 ・虐待をうけている高齢者への支援	計画どおり	0	H18		高齢者虐待を防止するための周知・啓発活動に取り組むとともに、虐待を受けているおそれのある高齢者の情報を把握した場合には、迅速な支援を行っていく。
7	生きがい対応型デイサービス運営事業		・ニーズに応じた福祉サービスの提供	概ね65歳以上の介護保険の認定を受けていない、家に閉じこもりがちな高齢者	・専用施設等における身体機能の維持、認知症の予防、食生活の改善に繋がるサービスの提供	計画どおり	78,197	H12		家に閉じこもりがちな高齢者が介護状態になることを予防するため、事業者に対して指導・支援を行うとともに、地域包括支援センターや民生委員等の関係機関との連携を図りながら事業の周知を行い、必要な高齢者にサービスを提供していく。
8	高齢者等ホームサポート事業		・ニーズに応じた福祉サービスの提供	生活保護・所得税非課税世帯で、介護保険の認定を受けている65歳以上の高齢者、障がい者及びこれに準ずる者で構成される世帯の当該高齢者等	・シルバー人材センターが行う軽易な日常生活支援を通常の1割の料金で提供	計画どおり	13,065	H14		高齢者が住み慣れた地域において、在宅でできるだけ自立した生活を維持し続けるよう、引き続き、地域包括支援センターや民生委員等の関係機関との連携を図りながら事業の周知を行い、支援が必要な高齢者に対してサービスを提供していく。
9	高齢者無料入浴券交付事業		・ニーズに応じた福祉サービスの提供	自宅に入浴施設がない70歳以上の高齢者	・無料入浴券の交付(年間最高60枚)	計画どおり	1,789	S50		高齢者の保健衛生と健康保持のため、引き続き、地域包括支援センターや民生委員等の関係機関との連携を図りながら事業の周知を行い、必要な高齢者にサービスを提供していく。
10	福祉入浴援助事業補助		・ニーズに応じた福祉サービスの提供	概ね65歳以上の虚弱な高齢者等に対し、福祉入浴を実施する公衆浴場経営者	・福祉入浴援助事業を行う公衆浴場経営者への運営費の補助	計画どおり	1,080	H9		高齢者の閉じこもり防止や交流機会の拡大を図るため、引き続き地域包括支援センターや民生委員等の関係機関との連携を図りながら事業の周知を行い、必要な高齢者にサービスを提供していく。
11	緊急通報システム		・ニーズに応じた福祉サービスの提供	在宅の概ね65歳以上の虚弱なひとり暮らし等高齢者	・緊急通報装置を設置し、緊急時には消防への通報を行うとともに、日常時は健康相談・安否確認等を行う。	計画どおり	24,725	H元		平成25年度から拡充した携帯型端末や駆けつけサービスなどの事業について、地域包括支援センターや民生委員等の関係機関との連携を図り、市民への周知や事業の定着に努めながら、必要な高齢者にサービスを提供していく。
12	日常生活用具給付貸与事業		・ニーズに応じた福祉サービスの提供	概ね65歳以上の在宅の高齢者(所得制限又は自己負担あり)	・日常生活用具(火災警報器、自動消火器、電磁調理器、老人用電話、シルバーカー、補聴器)の給付・貸与	計画どおり	2,102	S47 S53		社会状況の変化や高齢者のニーズを踏まえ、必要なサービスが提供できるよう、事業内容の見直しを検討していく。
13	はり・きゅう・マッサージ施術料の助成事業		・ニーズに応じた福祉サービスの提供	70歳以上の高齢者等	・年間最高18枚のはり・きゅう・マッサージ施術料助成券(1枚千円)を交付	計画どおり	54,258	H2		高齢者が健康で自立した生活を送れるよう、引き続き、事業者との連携を図りながら、事業の周知・啓発に努めていく。
14	高齢者住宅改造補助		・ニーズに応じた福祉サービスの提供	介護保険の認定を受けている65歳以上の高齢者のいる世帯(所得制限有)	・高齢者の日常生活を容易にするための既存住宅の改良工事等経費に対する一部補助	計画どおり	10,977	H6		低所得の高齢者が住み慣れた住宅で自立した生活が継続できるよう、介護保険サービス(住宅改修費支給)との連携を図りながら、必要な高齢者にサービスを提供していく。

15	介護慰労金支給事業		・ニーズに応じた福祉サービスの提供	65歳以上の介護保険の要介護4・5の認定を受けた高齢者を在宅で日常的に介護している家族	・介護慰労金(年額12万円)の給付	計画どおり	721	H12		介護を必要とする高齢者を在宅で日常的に介護している家族等の身体的・精神的負担を軽減するため、引き続き、制度の周知に努めていく。
16	老人福祉電話の設置		・ニーズに応じた福祉サービスの提供	概ね65歳以上のひとり暮らしで自宅に電話のない高齢者(所得制限有)	・市による設置費用、基本料金、月額500円までの通話料金の負担	計画どおり	52	S49		日常生活用具の給付貸与事業における類似事業との整理・統合を進めながら、適切に事業を実施していく。
17	高齢者用住宅生活援助員派遣事業		・ニーズに応じた福祉サービスの提供	独立して生活が不安な60歳以上の高齢者	・高齢者用住宅への生活援助員の派遣	計画どおり	17,231	H9		引き続き、高齢者用住宅に生活援助員を派遣し、定期的な安否確認や緊急時の支援を行うなどにより、高齢者の安全かつ快適な生活を支援していく。
18	訪問指導事業		・ニーズに応じた福祉サービスの提供	65歳以上の高齢者で二次予防事業対象者に準じる者のうち、介護予防の観点から訪問指導の必要がある者	・家庭訪問による健康の維持・改善のための保健指導の実施	計画どおり	1,282	S59		訪問指導が必要である者及びその家族に対し、引き続き、家庭訪問による保健指導を行い、介護予防に取り組むことで、心身機能の低下防止と健康の保持増進を図っていく。
19	食の自立支援事業(配食サービス)		・ニーズに応じた福祉サービスの提供	食生活の改善が必要な65歳以上の高齢者	・配食サービスを通じた食生活の改善	計画どおり	26,964	H12		低栄養などの栄養改善が必要な高齢者に対し、引き続き、十分なアセスメントを行うとともに、訪問介護や通所介護などの利用調整を行い、高齢者の食生活の改善及び健康の増進を図っていく。
20	高齢者短期宿泊事業		・ニーズに応じた福祉サービスの提供	一時的に家族の援護を受けることが困難になった65歳以上の介護保険対象外の高齢者	・短期宿泊による在宅生活の支援	計画どおり	2,085	H12		一時的に家族の見守りを受けることが困難な高齢者等に対し、生活の場を確保し、地域包括支援センターや民生委員と連携を図りながら、引き続き、支援に取り組んでいく。
21	軽費老人ホーム利用料補助金		・ニーズに応じた福祉サービスの提供	・軽費老人ホーム(ケアハウス)を設置・運営する社会福祉法人	・軽費老人ホーム入所者の負担軽減を図るため利用料の一部を社会福祉法人に対して補助	計画どおり	201,809	H8		高齢者等が、安心して自立した生活ができる居住を確保するうえで必要な支援策であることから、引き続き、事業を実施し、低所得の高齢者等の負担の軽減を図っていく。
22	認知症高齢者等対策の充実	○★	・認知症に関する正しい知識の周知啓発の推進 ・医療・介護・福祉が連携したケア体制の充実	・市民(認知症の本人・介護者) ・医療従事者、介護従事者	・認知症サポーター養成講座の開催等による周知・啓発 ・認知症地域ケアネットワーク研修・意見交換会等を通じた医療・介護・福祉が連携したケア体制の充実	計画どおり	5,751	H20		認知症疾患医療センターと連携しながら「認知症初期集中支援チーム」の設置に向けた検討を進めるとともに、引き続き、認知症サポーターの養成や「みんなで考える認知症月間」等に取り組むことにより、認知症の正しい知識や理解の普及を図っていく。
23	紙おむつ購入費支給事業	○★	・状態に応じた介護サービスの提供と質の向上	在宅で要介護1以上の認定を受けた紙おむつ使用者	利用者の申請に基づき、紙おむつ購入費限度額5,500円/月の9割を助成	計画どおり	130,063	H12		居宅における紙おむつ利用者の負担の軽減を図るため、引き続き、広報紙等による事業周知を図りながら、適正に給付を行っていく。
24	社会福祉法人等利用者負担減免(扶助費)	○	・状態に応じた介護サービスの提供と質の向上	介護サービス事業の利用者負担軽減制度を適用する社会福祉法人	利用者負担軽減額の一部を助成	計画どおり	1,969	H12		低所得者が必要な介護サービスを利用することができるよう、社会福祉法人が実施する介護保険サービス利用者負担軽減制度の周知や対象者の認定を行うとともに、全ての社会福祉法人において制度が適用されるよう働きかけていく。
25	訪問介護利用者負担減額事業(扶助費)	○	・状態に応じた介護サービスの提供と質の向上	障害者施策において境界層該当により訪問介護利用負担額の減免を受けていた介護保険の訪問介護利用者	該当者が訪問介護を利用した場合の自己負担額を給付	計画どおり	0	H12		障害者施策における訪問介護利用者が、65歳到達等により介護保険制度に移行した場合に、引き続き必要なサービスを利用することができるよう、関係課と連携を図りながら、該当者の利用者負担減額を実施していく。
26	老人福祉施設産休等代替職員雇用費補助金	○	・状態に応じた介護サービスの提供と質の向上	老人福祉施設を設置・運営する社会福祉法人等	老人福祉施設における代替職員の雇用費を助成	計画どおり	0	H8		市が定める「児童福祉施設等産休等代替職員雇用費補助金交付要綱」に基づき実施する事業であり、老人福祉施設における適正なサービスを維持するために必要な支援策であることから、引き続き、周知に努めながら事業を実施していく。
27	はいかい高齢者等家族支援事業補助金	○	・状態に応じた介護サービスの提供と質の向上	はいかい高齢者等の介護者	・はいかい高齢者検索システムの利用に対し、登録料及び利用料の一部を助成	計画どおり	64	H13		認知症高齢者を介護する家族等の身体的・精神的負担の軽減を図るため、引き続き、制度の周知に努めながら事業を実施していく。
28	訪問介護員養成研修の実施	○	・状態に応じた介護サービスの提供と質の向上	訪問介護員(ホームヘルパー)として従事しようとする個人	介護職員初任者研修の実施	計画どおり	2,592	H11		新たに創設された「地域医療介護総合確保基金」を活用し、都道府県が、平成27年度より介護従事者の確保に資する事業を実施することに伴う事業廃止
29	老人福祉施設整備費等補助金		・介護サービス提供基盤の整備促進	市内で老人福祉施設等の整備を行う法人	施設整備及び開設準備に要する費用の一部助成	計画どおり	22,200	H8		老人福祉施設を整備する事業者を整備費用等の一部を助成することにより、老人福祉施設の基盤整備の促進を図っていく。
30	老人福祉施設小規模整備費補助金		・介護サービス提供基盤の整備促進	市内で老人福祉施設を運営する社会福祉法人	福祉施設の小規模整備費等の一部助成	計画どおり	1,186	H8		国庫補助の対象とならない小額の施設整備について補助する制度であり、施設の老朽化が進行していることから、施設環境の向上を図るため、事業を継続していく。
31	介護施設整備費等補助金		・介護サービス提供基盤の整備促進	市内で地域密着型サービス事業所の整備を行う法人	施設整備に要する費用の一部助成	計画どおり	146,000	H19		介護事業者を整備費用の一部を助成することにより、介護保険サービス中の地域密着型サービスを提供する事業所の整備促進を図っていく。

4 今後の施策の取組方針

今後の方向性

<p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆高齢者がいつまでも介護を必要とせず、住み慣れた地域で健康で自立した生活が送れるよう、介護予防などによる健康寿命の延伸に向けた取組の充実が求められている。 ◆高齢者人口が増加し、要介護高齢者や認知症高齢者の増加が見込まれるなか、認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、認知症の正しい理解に向けた周知啓発やケア体制の充実、成年後見制度など高齢者の権利を擁護する制度の周知・利用に向けた支援が求められている。 ◆高齢者の増加に伴い、介護を必要とする高齢者の増加が見込まれるなか、介護を必要とする高齢者等に必要なサービスを提供できるよう、介護サービス提供基盤の整備を促進する必要がある。 		<p>方向性</p>	<p>〈施策全般〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆高齢者がいつまでも介護を必要とせず、住み慣れた地域で、健康で生きがいを持って安心して暮らせるよう、健康寿命の延伸に向けた介護予防の充実を図るとともに、認知症などの介護を必要とする高齢者を地域で支える体制の充実に取り組む。 <p>〈主要事業〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆高齢者の健康づくりの充実 <ul style="list-style-type: none"> 高齢者が、地域で自主的かつ継続した介護予防活動に取り組めるよう、引き続き、「高齢者等地域活動支援ポイント事業」を活用するなど、自主グループの育成・支援に取り組むほか、介護予防教室や介護予防に関する講演会などの開催を通して、広く介護予防に対する周知・啓発に努める。 ◆認知症高齢者等対策の充実 <ul style="list-style-type: none"> 認知症の本人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、「宇都宮市みんなで考える認知症月間事業」や「認知症サポーター養成講座」などにより、認知症に関する正しい知識や成年後見制度の周知・啓発に取り組むとともに、国の「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)」において、平成30年度から市町村での設置が位置付けられた「認知症初期集中支援チーム」について、認知症疾患医療センターと連携しながら本市設置に向けた検討を進める。 ◆介護保険事業の充実 <ul style="list-style-type: none"> 高齢者本人やその家族が安心して介護サービスを利用できるよう、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)等の介護サービス提供基盤の整備促進を図る。 <p>〈その他個別事業〉</p>
--	--	------------	--